

國學院大學學術情報リポジトリ

平安時代の興福寺維摩会と藤原氏

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 国史学会 公開日: 2024-05-23 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 上村, 正裕, Uemura, Masahiro メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000428

平安時代の興福寺維摩会と藤原氏

上村 正裕

はじめに

興福寺維摩会とは、興福寺で毎年十月十日より同月十六日を結願として、『維摩経』などを講説する大会で、南京三会の一つである。藤原鎌足が治病のため山階陶原の自邸を寺とし、『維摩経』を講説したことに端を発するが、講会の場所は諸所移動するなど紆余曲折を経て、延暦二十一年（八〇二）から勅旨により毎年興福寺において行われるようになった。以上のような性格を持つ維摩会については、①成立史、②維摩会講師の選任原理、③維摩会と藤原氏の関係、④維摩会の儀式そのものの検討といった論点に集約され、先学の研究が蓄積されてきた。

①については、上田晃圓氏が維摩会の成立史を整理しながら、維摩会に関連する中世の史料を紹介し、その有用性を説き、谷本啓氏が『維摩会表白』所引「維摩会縁起」の史料批判を行い、飛鳥・奈良時代の維摩会史復元に欠かさない史料であることを立証した⁽²⁾ほか、橘奈良麻呂の乱で打撃を受けた光明皇太后の権威を復活させるため、藤原仲麻呂が維摩会を再興したこと、⁽³⁾藤原良房が自らの権力基盤の強化を図って、興福寺維摩会・宮中御齋会・薬師寺最勝会を南京三会として再編した⁽⁴⁾ことなどが明らかにされている。②については、堀池春峰氏が当初維摩会が学僧育成とし

ての側面を果たしていたのが、藤原氏の子弟が進出していくことで形骸化していく過程を明らかにし、③については①・②の研究でも若干言及されていたが、氏長者ないし氏人の関与について網羅的に検討した土橋誠氏の成果がある。④については永村眞氏が維摩会に関する文書から維摩会の儀式次第を検討したほか、高山有紀氏によって、中世における維摩会についての総合的検討の成果が一書にまとめられている。⁽⁸⁾

以上の先行研究は維摩会講師の選任原理、維摩会成立史の解明に比重が置かれており、維摩会と藤原氏の関係を検討したのは土橋氏の論考が代表的なものとして挙げられるものの、土橋氏自身も維摩会自体は僧侶が執行していくため、氏の結束を確認するには利用しにくいとの消極的評価を下している。⁽⁹⁾一方、春日祭と藤原氏の関係についての検討は義江明子氏を始めとして多くの論考が呈されており、神事と仏事の相違はあるにしても、維摩会と藤原氏の関係性を検討することは、当時の藤原氏の結集原理を考える上で看過できない問題だと思われる。本稿では維摩会と藤原氏の関係を検討することで、藤原氏にとって維摩会がどのように位置づけられていたのか、藤原氏の結集原理とはどのようなようになっていたのかを明らかにしたい。

第一章 興福寺維摩会と藤氏長者

維摩会については、『北山抄』巻三・維摩会事に詳細な規定が存する。

〔史料一〕『北山抄』巻三・維摩会事

当年講師、去年会後、長者候 天氣 下 宣旨。^(年イ)〔書名并寺月日、給 外記。〕見学立義、大供奉下 弁。〔旧例、下 講師一、宣旨後下。云々〕八月別当弁以 掛衾廻文、奉 長者。見畢返給。同月専寺奉 十聴衆解文。即給 弁

下「綱所。九月、奏下加米宣旨」。〈或謂之不足米。〉同月、綱所進「聽衆豎義交名」。〈弁進之。謂之先奏。〉先許許日、弁奉「会參氏人差文」。〈四位一人、五位六位共四人。〉見畢返給。後日外記進之。見畢又返給。即下「宣旨」。先兩三日、弁申「參向之由」。下「給先奏、金堂試年分文」。〈先是弁進之。〉可「召闕請僧名五六人以下」。九条口伝云、聽衆卅人之中、十人專寺、卅人諸寺。前例、專寺闕請、請「專寺」。他寺闕、不「請」專寺。〈依「專寺多本教也。而他寺僧不勝」專寺僧名、便以「專寺名僧」請之。他寺有「不預」在請之名者、以之請用。云々〉此間、送「九聽衆供養料」。会欲「畢之比、送」講師布施。〈読師料、第二人送之。云々〉会終勅使帰參。〈十六日執鉢畢。日中帰京。依「十七日有」方忌也。其十七日、必參「結政」。云々。如「式可」給「往還」日四箇日。而近例如之。云々〉奉「聽衆僧名、論議注記、立義者得不、明年立義解文、年分文、氏人見參」。此中間答〇記立義解文留「家、自余返給」。〈明年講師堂拳文不「下給」。或以「詞令」申。云々〉聽衆交名立義得不、外記又進。即返給。付「内侍」奏之。〈或奏「課試學生交名」。弁奏。云々〉

傍線を付したように、氏長者は維摩会が終わった後にその次の維摩会の講師宣旨を下すとともに、様々な文書を内覧することになっていた。その講師宣旨発給や文書の内覧に際して、氏長者がどのように取り組んでいるのかを検討することで、氏長者の維摩会に対する姿勢が明らかになると思われる。

〔史料2〕『為房卿記』寛治元年（一〇八七）五月二十七日条

依「召參」殿下。維摩講師宣旨今日可「下知」。但為「撰政不帶」天下、若他大臣可「仰下」歟。可「尋」先例者。大外記師平令「申云、寛和二年八月撰政為」前大臣。〈大入道殿。〉被「宣」下講師事者。申「此由」之処、然者召「外記可」仰下者。召「雅仲」宣下了。〈師平所劳者。〉講師澄範也。〈年劳一。本寺常住者。〉又被「仰」下豎義。〈能範年劳。智賢辞退替。〉予遣「仰書於権別当律師許」。〈院別当弁重服也。仍予仰遣也。〉

まず、講師宣旨については院政期の事例であるが、史料2に示したように、摂政師実が大臣を兼帯していないため、維摩講師宣旨を他の藤原氏の大臣に仰せ下すべきかが問題となった。結局、寛和二年（九八六）の兼家の事例により、師実の宣下という形になるのであるが、寛和二年に外孫一条天皇が即位したことで、正二位右大臣だった藤原兼家は六月二十四日に摂政氏長者となり、以後、以下のような処遇を受けた（『公卿補任』）。

六月二十八日 隨身内舍人二人などを賜与

七月二十日 右大臣辞任。摂政は留任

同月二十一日 従一位に昇叙

八月二十五日 准三宮。年官年爵を賜与

ここから兼家が摂政准三宮という待遇により、氏長者になったことが判明するが、彼が初めて大臣を兼帯しない摂政であるとともに、大臣非兼帯の氏長者でも維摩講師宣旨の宣下を行うことができる先例として参看されたことは重要である。

また、『本朝世紀』康和元年（一〇九九）十月二十六日条には「左大将初仰下興福寺明年維摩会講師堅義等^(中略)」とあるが、同年六月二十八日に氏長者で関白内大臣の師通が死去しており、十月六日に権大納言左大将の藤原忠実が氏長者となっている⁽¹¹⁾。すなわち、このとき忠実は大臣ではないのであるが、史料2の師実の時と同様に、非大臣による宣旨という点は問題にされていない。そもそも摂関自らが上卿になることはないが、通常の政務処理のあり方を逸脱してまで、藤氏長者が宣下することが求められた点⁽¹²⁾は注目されよう。こうしたあり方がいつから始まったかについては、史料制約から不明とせざるを得ない⁽¹³⁾。

〔史料3〕『水左記』承保二年（一〇七五）十月三日条

西刻自_二東三条_一皇后宮大夫被_レ送_レ書云、今日被_レ渡_レ朱器_一之後、(勸カ)觀學院別当左大弁可_レ申_レ維摩会之書也。而件

弁依_レ為_二上達部_一、隨_レ仰可_レ合申_レ也者。但有官別当有_レ申_レ如_レ此事之先例_一云々。令_レ申_レ此由於右大臣殿_一之処、(源師房)

被_レ仰云、有官別当申_レ如_レ此之事者例也。(中略)源俊房ら、東三条邸に向かう頃之左大弁伊房卿進_レ覽_レ觀學院

入院院学生之名簿_一。御覽之後返_レ給弁_一。是被_レ下_レ彼院_一歟。次又同弁進_レ覽_レ維摩会氏人等会参之差文_一退帰。令_レ實

綱朝臣召_レ大外記師平_一、下_レ給件差文_一了。又今日依_レ為_二吉日_一、被_レ催_レ始_レ維摩会之布施_一。事了退出。(後略)

次に文書の内覧については、史料3によると、新長者師実(九月二十五日に藤原教通が死去したことによる)に朱器などを委譲するタイミングで、維摩会関連の文書について申し上げるか否かが問題となっている。この時、右大臣源俊房が文書の内覧が先例であると述べたことが決め手となり、結局「勸學院入院院学生之名簿」と「維摩会氏人等会参之差文」に目を通したほか、吉日であるとの理由で維摩会講師の布施も用意するという措置を採っているが、以上の史料2・3のような行動はいったいどのような秩序や観念に規定されていたのであろうか。その点参考になるのは、嘉承二年(一一〇六)の事例である。「殿曆」嘉承二年十月十四日条には「維摩会文持来。加判。撰政之後未_レ判_レ於文書_一。雖然依_レ為_二氏事_一加判了」とあるが、「中右記」の同日条にも

外記史生申_レ維摩会請書御判_一。殿下撰政宣旨之後、文書御判未_レ有也。(而仏事イ)如何。頗有_レ猶予_一。然而取諸氏究

「(又イ)不_レ可_レ点而止。仍令_レ加_レ御判_一給云々。(民部イ)卿有_レ被_レ申旨_一云々。

とある。堀河天皇崩御による鳥羽天皇即位を受けた藤原忠実への撰政宣旨は同年七月十九日のことで、忠実は撰政となつてから文書の内覧はしていなかったが、「氏事」であるため維摩会関連文書への内覧を行ったという。

以上によれば、氏長者が維摩会講師宣旨および維摩会関連の文書内覧を行うのは、「氏事」であるためだったことになる。こうした観念は院政期のみならず、摂関期の時点で有されていたものと考えられる。その点、次の事例は参考

となる。

〔史料4〕『維摩会講師研学豎義次第』長保五年（一〇〇三）条

（前略）今年十月十五日、長者関白左大臣道長引率氏上達部七人、殿上人諸大夫七十余人、下向大会、供養維摩無垢新田両本經。宿別当（定澄僧都）房、令番論議之。当会講師、結願日叙法橋。寺家別当任權大僧都。又居聽衆智印大法師、給明年講師宣。（中宮御拳兼宣旨云々）□講師真興、是籠居勸学寺。依可被参会、長者殿給宣旨。研学豎義者智算。依被参会、長者殿件日之料追給請也。件日有御願文。
 〈作者勘解由次官、藤原朝臣広業〉

願文（在別紙之）

或本云、件真興年来閑居於勸学寺。与（道長）長者左丞相殿下、為果宿願、以六月十六日被下講師宣旨。則自手書写金泥両部經九卷。〈維摩經三卷。无垢講經六卷。〉以十月十五日、引率氏公卿七所、随從氏殿上人并諸大夫五十余人、供養大会之聽衆并寺僧供料八木三百斛、御諷誦物信乃布五百端。七所公卿各百段。講読師聽衆纏頭、并賜度者。七所公卿者、大納言藤原道綱、中納言同公任、同齊信、侍從同隆家、參議同有国、春宮大夫同懷平、三位中将同兼隆。以講師叙法橋、以別当權少僧都轉大僧都云々。

或記云、長者殿参会於大会。兼給寿慶、与詮秀連年之宣旨云々。

史料4によると、長保五年に藤原道長が氏上達部（公卿）大納言藤原道綱ら七人、殿上人・諸大夫七十余人（或本によれば五十人）を引率して維摩会に参加したという。管見の限り、氏長者が氏公卿などを引き連れて維摩会に参加するという事例はほかに見いだすことができず異例であるが、少なくとも道長が「氏事」として維摩会を重視していた証左ともいえる。

さらに維摩会を停止するかどうかの議論からも、如上の認識を読み取ることができる。『中右記』天仁元年（一一〇八）九月二十九日条に

從^(忠実)殿下有^(覚信)召、則參入。奈良権僧正為^(覚信)大衆使被^(覚信)參上^(覚信)也。依^(覚信)燒^(覚信)多武峰^(覚信)、張本輩被^(覚信)仏事^(覚信)不^(覚信)安。早可^(覚信)停止^(覚信)法花会維摩会者。

とあるように、多武峰を焼いた張本人たちが仏事に関わるのはおだやかではないので、興福寺の法花会と維摩会を停止するよう、奈良権僧正の覚信から要請があつた。『多武峰略記』上・第十三仏事、維摩会条によると、藤原鎌足の追善法会が講經を中心が始まったのを契機として、『維摩略会』なるものが後に鎌足の遠忌法要として多武峰において行われていたようである。¹⁴つまり、多武峰の事件が興福寺と不可分の関係であることが読み取れるわけであるが、『類聚世要抄』によれば、当年の維摩会は予定通り執行されている。

さらに、『左経記』万寿三年（一一〇二六）八月二十六日条には、秋季御読經の日時決定に際して、月触日を避けるため維摩会初日である十月十日にしようとしたところ、藤原頼通が「維摩会本寺大事」として認めず、維摩会執行が第一との方針を示したことが記されている。つまり、万寿三年と天仁元年の事例からしても、氏長者は維摩会を「氏事」として重視していたと見なせるのではなからうか。

春日祭が氏長者の死去にも際しても中止されていないことから、氏長者の役割を重視しないという見解がある。¹⁵ただ史料3では、氏長者教通が死去したにもかかわらず、維摩会関連の文書内覧や布施の賜与などが行われており、逆に氏長者死去に関係なく維摩会を遂行しようという意識がうかがえるのではないだろうか。以上を要するに、藤氏長者が維摩会を「氏事」として重視している様相が判明した。それでは、藤原氏の公卿や氏人はどのように認識していたのであろうか。

第二章 藤原氏公卿の姿勢

藤原氏の公卿には、大きく分けて布施の賜与と講師請書への署名という二つの役割が課せられていた。布施の賜与については表1の通りであるが、どうやらその負担については公卿間で分担がなされていたらしい。

〔史料5—①〕『小右記』治安元年（一〇二二）十月十日条

中務少輔（源）頼清朝臣令申云、誰摩（種）会布施事若可奉哉。明日布施物等可遣（興福寺）御寺。為案内家司所参来者。

頼清者（頼通）関白付所别当云々。余答云、講師布施長者所遣、読師布施次人所遣也。（大）藤原公季、大政大臣若不（大）被遣（大）坎。

随定進止。又云、関白被移、高陽院之間被仰云、移徒後不可申請。件事等只依例可行。参納言已上御

許（可カ）令申也者。余云、納言只出樹。大臣遣講・読師布施、非有一定。難可下遣、頼清殊無

所陳。又云、身着輕服難參殿者。〔 〕

〔史料5—②〕同月十一日条

維摩会講師布施事呼（橘）俊遠朝臣問案内、無所承者。余云、頼清朝臣相対太政大臣家司取案内。若有所

被命、亦以彼命。尤可佳事坎。俊遠云、召遣頼清朝臣於関白門外示含子細者。余云、早聞案内可施物。

内可施物。

〔史料5—③〕同月十二日条

頼清朝臣云、関日御消息。維摩会読師布施、至長者行講師布施。今改更不可行読師布施。又可被

行読師布施由不可申達大相府。猶下官可行読師布施者。報達謹承由了。尋見故殿例文只被記

講師布施法。絹十二疋、綿卅屯、信乃布八端。読師布施法無所見。仍召故左侍家司行明案内、取

表1 維摩講師への布施の賜与

No.	年次	日付	賜与者	内容	出典
1	長和4 (1015)	10/3、4	藤原実資 (大納言)	(10/3) 内匠頭理国朝臣来たりて維摩会の褂を催す。(10/4) 維摩会料の褂一領、之を送る。	『小』
2		10/14	藤原道長 (左大臣・氏長者)	講師の布施常の如し。	『御堂』
3	寛仁4 (1020)	10/7	藤原実資 (大納言)	関白侍所職事(藤原)公業朝臣来たりて維摩会大褂の事を催す。	『小』
4	治安1 (1021)	10/14	藤原実資 (右大臣)	維摩会読師の布施、今日送り遣はす。絹十疋・綿二連(二十屯)・信乃布十二〔端カ〕。	『小』
5	治安2 (1022)	10/14	藤原実資 (右大臣)	維摩会読師に布施を送る事	『小目』
6	治安3 (1023)	10/14	藤原実資 (右大臣)	維摩会読師の布施、これを送る。〈絹十疋・綿廿屯・信乃布十二端。朱塗韓楨に納む。金銅鑲・両面錦覆・□〔緋カ〕網・絹折立、有り。「今夕□政所に給う。明朝遣はすべし」てへり。	『小』
7	万寿1 (1024)	10/14	藤原実資 (右大臣)	維摩会講師の禄、家司典薬属(足羽)千平を下し差して、興福寺に送る。〈絹十疋・綿二十屯・信乃布十二端。朱漆韓楨・両面覆・緋網・金銅鑲等を納む。〉	『小』
8	永保3 (1083)	10月	藤原師実 (関白左大臣・氏長者)	袷二条(代絹二匹)を維摩会料として送り奉る	『朝』
9	承德2 (1098)	10/15	藤原師通 (関白内大臣・氏長者)	有官別当泰俊云はく、勸学院に送る布施物、已に到来す。講師の布施、一昨日長者殿より下し給ひ了んぬ。読師の布施、権大納言送られたんぬ。	『中』
10		10/15	藤原家忠 (権大納言)	同上	『中』

※ 『小』…『小右記』、『小目』…『小記目録』、『御堂』…『御堂関白記』、『朝』…『朝野群載』巻7公卿家・永保3年維摩会会送文

遺例文、注・絹十疋・綿二〇(連)・信乃布十二端(端カ)者。絹・綿數減・講師。但布增「」數如何。

〔史料5―④〕 同月十四日条

維摩会読師布施今日送遣。絹十疋・綿二連(二十屯)・信乃布十二(端カ)。文明日不レ宜日也。十六日可レ付二寺家一由仰了。

〔史料5―⑤〕 同月十七日条

案主季武進(水取)・維摩会講師布施寺家請文(興福寺)。申云、昨日持二到別当僧都林懷房一、云、可レ付二寺政所一者。付二寺政所一了。所司云、堀河左苻三箇年不レ被レ出(顯光)。亦転(轉カ)横覆(覆カ)以二黄染詣一為レ覆。太疎薄。如レ例以二両面帰一為レ大善者(采カ)。

史料5には、布施に関する藤原氏公卿間のやりとりが詳細に記されている。藤原頼通が家司を介して、布施の分担について藤原実資に尋ねたところ、実資は講師への布施は氏長者が、読師へのそれは「次人」、つまり藤原氏の官位第二位の公卿が用意すべきであるとの見解を披露した。また、太政大臣である藤原公季は用意しなくてもよいのではという意見を伝えている(以上、史料5―①)。そして、「故殿例文」には講師に賜う布施の分量が記されていたのに対し、官位第二位の実資が賜与することになった読師の布施については記述がなかった。よって、故藤原顕光の例文を取り寄せると、絹・綿の数は講師のものより少なく記されていたが、布は講師の量よりも多かった(以上、史料5―③)。実資はその通りに布施を送った(史料5―④)という結末であった。

布施の分担については、『維摩会近来讲読出仕番之記』保安二年(一一二二)十月四日条にも

一保安二年十月四日乙未、晴、維摩会読師布施、可レ被レ献(藤原家忠)之由、以二家職事一示二送左將軍許一。被レ示二承由一。読師布施、公卿中第二人必調進也。講師布施長者必勤也。

と記されているが、この史料は、収録する『大日本史料』によれば、当時氏長者で内大臣であった藤原忠通の日記の逸文であるとされている。藤原家忠は当時大納言で、『公卿補任』によれば、まさに「公卿中第二人」であった。このような氏族秩序は摂関期から院政期にかけて墨守されていくものと思われるが、元々延喜内藏寮式25条では「凡興福寺維摩会布施料、調綿六百屯。寮毎年送彼寺」と規定されていた。そのような形から、氏の仏事（維摩会）・神事（大原野祭）における運営の経費負担が氏の上位官職者に課されることが定例となっていくのである。⁽¹⁶⁾

では、講師請書への署名についてはいかがであろうか。『局中宝』維摩会文書事には

嘉承二十一、殿下召外記（為倫）、下給維摩会参氏人差文。二日、今朝綱所下部、持来維摩会講師請書。即可⁽¹⁷⁾給檀越御判之由、示仰史生成則了。

とあり、檀越が署名することになっていたようで、この点から菅真城氏は、藤原氏公卿は興福寺の檀越として署名していたとする⁽¹⁷⁾。試みに、古記録からそのような例を拾ってみると表2のようになるが、一見して気づくのは実資の事例が圧倒的に多いことである。『小右記』に事例が集中しているのは古記録の残存状況も関係していると思われる、その点は考慮する必要があるが、古記録などで散見する「廻文」の存在に鑑みるに、やはりある一定の範囲の藤原氏公卿（例えば、中納言以上など）に請文が回覧され、各自署名するという形式を採っていたと推定しておきたい。

以上のような役割を果たしていく上で、当然講師などとの交流も存在した。その様相をまとめたのが表3である。多くは講師に任命されたことに対する慶賀言上というべき事例であるが、永祚元年の維摩会が終わると義蔵がすぐに実資のもとにやってきて、明年の維摩会講師への推薦を依頼したというNo.1の事例は興味深い。この義蔵の行動は史料1での講師任命の流れを踏まえたものだが、当時の実資は参議になったばかりで直接摂政の兼家に働きかける力はなく、円融院を介して摂政へ義蔵の申文を提出するという方策を採っている。それに対して、実資が大納言になって

表2 講師請書の署名

No	年次	日付	署名者	内容	出典
1	長保 (999)	9/13	藤原実資 (中納言)	外記史生当年維摩会講師請書を齎し来る。加暑〔署〕す。遍陳。〈八月廿三日請。法相宗。興福寺。〉	『小』
2	寛弘2 (1005)	7/21	藤原実資 (権大納言)	外記史生、維摩会講師請書を持ち来る。〈蓮聖。法相字(宗)。奉寺。去九日清書有り。〉加暑し返し給ふ。	『小』
3	長和2 (1013)	8/30	藤原実資 (大納言)	維摩会請書に加暑す。〈伝灯大法師明空。《年臈》。法相宗。専寺。去二月十六日宣旨。〉	『小』
4	長和3 (1014)	10/1、2	藤原実資 (大納言)	十月一日甲寅、維摩会講師請書を持ち来る。坎日により、加暑せず。明日暑すべきの由を仰せ訖んぬ。二日乙卯、(中略)維摩講師請書に加暑す。〈朝静。三論宗。東大寺。〉	『小』
5	長和4 (1015)	7/20、 8/15	藤原実資 (大納言)	七月廿日丁卯、(中略)外記史生維摩会講師請書を持ち来る。触穢により、暑さず。八月十五日壬辰、(中略)維摩会講師請書を持ち来る。加暑し返し給ふ。〈融碩。法相宗。専寺。年五十三。臈三十三。〉	『小』
6	寛仁1 (1017)	9/17	藤原実資 (大納言)	維摩講師胤香〈三論宗。大安寺。〉請書を持ち来る。加暑し返し給ふ。	『小』
7	寛仁2 (1018)	10/29	藤原実資 (大納言)	維摩講師清〔請カ〕書に加暑〔署〕す。〈伝燈大法師永昭。法相宗。専寺。光〔寛〕仁二年十月八日請。内大臣(頼通)宣云々。当年維摩講師安潤辭退の替者と云々。〉	『小』
8	寛仁3 (1019)	6/22	藤原実資 (大納言)	外記史生維摩会清〔請〕書を持ち来る。加暑し返し給ふ。〈伝燈大法師位経救。年臈足。〉法相宗。専寺。	『小』
9	治安3 (1023)	9/18	藤原実資 (右大臣)	維摩講師請書に朝臣を加ふ。〈智者〔真〕。法相宗。専寺。右〔去カ〕十二月廿九日宣旨。〉	『小』
10	万寿2 (1025)	9/4	藤原実資 (右大臣)	維摩講師道讚請書に朝臣を加ふ。〈六月廿七日宣旨。法相宗専寺。〉	『小』
11	万寿4 (1027)	4/17	藤原実資 (右大臣)	維摩講師輔静〈法相宗。薬師寺。〉請僧〔奏カ〕に朝臣二字を加ふ。	『小』
12	長元1 (1028)	9/15	藤原実資 (右大臣)	維摩講師陽邦の清書に朝臣を加ふ。〈法相宗。専寺。〉	『小』
13	長元2 (1029)	9/30	藤原実資 (右大臣)	維摩会講師請書に朝臣を加ふ。〈六月廿六日宣旨。澄円。法相宗。専寺。〉	『小』
14	長元3 (1030)	9/8	藤原実資 (右大臣)	維摩講師請書に朝臣二字を加ふ。〈朝懐。東〔専〕寺。〉	『小』
15	寛治7 (1093)	10/2	藤原師通 (内大臣)	頭弁門外辺に來たりて立つ。維摩会例文を予に下す。即ち頭弁に下す。例に任せて行はるべきの由を仰せ了んぬ。	『後二』
16	永長1 (1096)	9/27	藤原師通 (関白内大臣・氏長者)	維摩会請僧を持ち来る。朝臣を加ふ。	『後二』

※ 『小』…『小右記』、『後二』…『後二条師通記』

表3 講師との交流

No.	年次	日付	対応者	内容	類型	出典
1	永祚1 (989)	10/19	藤原実資 (参議)	義藏来たる。維摩会明年講師事を申す。是院より申さるべきの趣なり。仍りて院(円融法皇)に参りて奏聞す。又申文を奉る。仰せて云はく、「摂政(藤原兼家)の許に仰せ遣はすべし」てへり。	C	『小』
2	寛弘2 (1005)	4/27	藤原実資 (権大納言)	山階寺蓮聖来たりて云はく、廿四日維摩講師宣旨下る。慶賀のために来たる所也。	A	『小』
3	寛弘6 (1009)	4/3	藤原行成 (権中納言)	義慶来たる。昨維摩講師宣旨下さるるの慶を示す。年卅〔卅カ〕と云々。	A	『権』
4	長和2 (1013)	2/27	藤原実資 (大納言)	興福寺明空来りて云はく、「去十六日維摩会講師宣旨を蒙る。仍りて悦ながら参上す」てへり。	A	『小』
5	長和3 (1014)	3/22	藤原実資 (大納言)	東大寺朝静〔晴カ〕〈三論宗〉来りて□〔云カ〕、「今日維摩講師宣旨を蒙る」てへり。	A	『小』
6	長和5 (1016)	5/25	藤原実資 (大納言)	興福寺別当林懐僧都北門外に来る。(中略)法修相従ふ。(維摩講師宣旨を給ふ。仍其慶の為来たる所也。)同じく相逢ふ。兩人清談しりて退去す。	A	『小』
7	寛仁2 (1018)	5/30、 6/2	藤原実資 (大納言)	卅日辛卯、安潤来りて云はく、「昨日維摩講師宣旨を下さるの由、今朝其告を承く」てへり。昨日来りて此事を歎くに、今日の気色昨と異なり。安潤は興福寺第一の老者と云々。 二日癸巳、(中略)安潤来たる。維摩講師宣旨を被るの喜びを宮〔言カ〕す。	A	『小』
8	寛仁3 (1019)	4/7	藤原実資 (大納言)	擬講經教来りて講師宣旨を被るの慶を触れる。(年卅九者。)	A	『小』
9	寛仁4 (1020)	10/18	藤原実資 (大納言)	当講教円門辺に来る。聊か慎しむ所有りて相對せず。維摩会の事了るの悦びに縁る也。(藤原)資高朝臣を以て消息を通ず。	B	『小』
10	治安3 (1023)	10/25	藤原実資 (右大臣)	智真来たる。会の間□□(無事イ)の由を言す。□□□同忌仏事。明日之を行ふと云々。一日僧供料の小米を給はしむ。今日雑布甘端を給ふ。	B	『小』
11	万寿1 (1024)	10/22	藤原実資 (右大臣)	当講濟慶来りて云はく、「維摩会無事に遂げ了んぬ。亦風雨の難無し」てへり。良久しく談話す。	B	『小』
12	万寿2 (1025)	9/8、26	藤原実資 (右大臣)	(8日)擬講道讃来りて云はく、「維摩会の間の経営一事を営むべし。但桑絲の用多し」てへり。出来に隨いて送るべきの由を答へ訖んぬ。 (26日)桑絲十疋を遺擬講道讃許に遣はす。前日来示に依るなり。	C	『小』
13		10/22	藤原実資 (右大臣)	当講道讃来たる。維摩会の事畢るの由を言す。風病発動に依り、相達〔逢カ〕はず。	B	『小』
14	長元1 (1028)	9/12	藤原実資 (右大臣)	山階別当(扶公)僧都と堂に於いて清談す。八木二十石を擬講陽邦跡〔所カ〕に遣はす。示し送るに依る也。受請の間料の者なり。	C	『小』
15	長治1 (1104)	11/27	藤原忠実 (右大臣・氏長者)	維摩会講師長誉慶賀を申す。	A	『殿』
16	永久2 (1114)	6/2	藤原宗忠 (権中納言)	早旦内より退出す。僧侶多く以て来会す。覚晴の慶びを賀せんがためなり。	A	『中』

※ 『小』…『小右記』。『権』…『権記』。『殿』…『殿曆』。『中』…『中右記』。

類型A…講師任命時、類型B…維摩会終了時、類型C…その他

以降の事例はその斡旋が功を奏しているようであり、以上のようなやりとりから氏長者と天皇・院、あるいは氏の有力者との間の調整の様相を垣間見ることができ⁽¹⁸⁾る。このことは、ある一定範囲の藤原氏公卿に請文が回覧され、各自署名するという先の想定と合致する。

ここまでの検討により、藤原氏の公卿が布施の賜与と講師請書への署名を通して、維摩会に関与していることが判明した。非公卿の氏人がどのように関わっていたのかは、章を改めて検討したい。

第三章 興福寺維摩会と氏人

「藤原ノ氏ノ上達部ヨリ始メテ五位ニ至ルマデ、衾ヲ縫テ此ノ僧ニ施ス」(『今昔物語集』卷十二第三話「於山階寺行維摩会語」とあるように、藤原氏の上達部から五位に至るまで、維摩会に参加する僧の衾を用意することになっていた。表1のNo.8は氏長者の事例であるが、非公卿の氏人の例としては次の史料がある。

〔史料6〕『権記』長保二年(一〇〇〇)十月十四日条

仰左衛門尉信行^(安倍)、差専使^(藤原)令送有官别当行忠^(許カ)。「正。此大藏卿・内藏頭・左馬頭・先少将并予」

「禄樹衾料也。于レ時行忠在^(藤原)山階寺」。仍差^(藤原)使送「」

史料6で掛衾を送っている人物の官位を記すと、藤原正光(正四位下参議大藏卿/兼通の子)、藤原陳政(五位内藏頭/藤原安親の子)、藤原相尹(五位左馬頭/藤原遠量の子)、藤原重家(従四位下先少将/藤原顕光の子)、藤原行成(正四位下右大弁)となる。よって、表1のNo.8および史料6から『今昔物語集』の記述が裏づけられるが、氏人は掛衾の用意以外にどのように維摩会に関与していたのであろうか。『延喜式』にいくつか規定が見られるので、以下に掲

げる。

〔史料a〕『延喜式』卷11太政官式83条

凡参 春日祭并薬師寺最勝会、及興福寺維摩会、王氏、藤原氏五位已上六位已下、見役之外給_レ往還上日四箇日。
参 大原野祭、藤原氏、給_レ上日二箇日。其散位五位以上、外記録_レ見参歴名、下_レ式部省。

〔史料b〕『延喜式』卷11太政官式84条

凡興福寺国忌并維摩会者、藤原氏行事大夫点_レ定氏中無_レ障之輩、即付_レ外記。外記申_レ大臣令_レ参。事畢之後、録_レ見参歴名奏聞。若有_レ不参者、下_レ式兵二省、五位已上不_レ預_レ節会、六位以下官人奪_レ季禄。王氏参_レ薬師寺最勝会亦同。

〔史料c〕『延喜式』卷18式部式上72条

凡参 興福寺国忌官人已下、并散位五位已上、給_レ上日五箇日。広瀬、龍田祭使亦同。参 春日祭并維摩、最勝会 散位五位已上准_レ此。但待_レ太政官所_レ下名簿_レ乃給之。

〔史料d〕『延喜式』卷18式部式上76条

凡可_レ参 薬師寺最勝会、興福寺国忌并維摩会、王氏、藤原氏若不参者、五位已上不_レ預_レ新嘗会節、六位已下官奪_レ季禄。其参不者、待_レ太政官所_レ下簿_レ知之。

右の史料によると、維摩会に参加する氏は維摩会に奉仕する上日として五日間（史料c）、奉仕以外の往復所要日数を考慮して、「往還上日四箇日」が認められる（史料a）が、誰が参加するかは藤原氏行事大夫が藤原氏の中で障りがない人を選ぶことになっていた（史料b）。そして、維摩会に不参した氏人について、五位以上は新嘗会節への参加停止、六位以下は季禄を没収する（史料d）とある。

右に掲げた『延喜式』の規定のうち、史料bの「藤原氏行事大夫」については説明を要する。土橋氏は『西宮記』
卷六・維摩会事に

勸学院進（会参人夾名、長者仰外記廻仰。延喜式云、氏付外記。々々申大臣云々。差氏弁為勅使、
〈給前奏闕請宣旨。〉使帰後、長者以所進文等、付内侍所奏聞。〈付外記年分文。不下付弁。〉令外記付内侍所也云々。

とあることから、藤氏長者のことであると、維摩会の参加者については「無障之輩」で藤氏長者が選ばれば誰でも参加することができたが、史料1の規定により九人しか参加できないため、ある程度制限されたのではないかとした。¹⁹⁾ただ、氏人の参加がある程度制限されたのは首肯できるとしても、「藤原氏行事大夫」については、史料bが『貞観式』当時から存在していたことから、『西宮記』との字句の相違については説明が必要であるし、大夫が一般的に四位五位を指すとすれば、史料1にあるように「氏弁」(勸学院別当)²⁰⁾を指すとみるのが穏当であると思われる。そして、『西宮記』の規定は、勸学院が氏長者に「会参人夾名」を提出するということ以上のことは読み取れず、藤氏長者ではなく、氏弁(勸学院別当)が主体的に作成し、氏長者がそれを承認するというのが実態だったのではないだろうか。

〔史料7〕『政事要略』卷26年中行事十一月新嘗祭所引『清涼記』天慶五年(九四二)十一月二十五日条

新嘗祭。右大将実頼卿付諸国司申擁政及未赴任等、可申宣旨者夾名于右大弁相職朝臣令奏。又不参維摩会彈正大弼藤原中正、病故申文同付令奏。〈件朝臣病由、大将知之。故令奏。其余不分明者皆除。〉相職朝臣云、先例若奏維摩会不参者歟。大将問諸卿、亦不分明。即且取返其申文、令奏其余。相職朝臣即仰大将云、春道宿祢秋成、播磨宿祢武道遣獵使。宜入見参。大将召大外記三統公忠、問奏

「維摩会不_レ参者障_一之例_上。申云、差文及参不勘文等皆奏_レ之。大将云、然則必可_レ奏_レ之。即仰_ト秋成等可_レ入_二見参_一由_ト。右大弁奏了。仰_二大将_一云、有_レ例者可_レ入_二見参_一。大将即重告_レ可_レ奏_二中正朝臣障由_一」。(後略)

史料dに基づく処分が検討されている事例が史料7である。しかし、病により維摩会に不参した藤原中正の処分についてはすぐに結論が出ず、即座に史料dの処分規定を適用していない点は注意を要する。

さらに、十世紀末になると、次のような処分がなされるようになる。

〔史料8〕『小右記』正暦元年（九九〇）十月二十六日条

或説云、昨夕不_レ参_二維摩会_一五位六位合七人、被_レ下_二停任宣旨_一云々。已無_二新起請_一、忽有_二此事_一。傾奇不_レ少如何。

〔史料9〕『権記』長保元年（九九九）十一月二日条

丞相_(道長)仰云、維摩会春日祭無_レ故不参者、叙位除目之時所_レ進申文、氏藏人等不_レ可_レ取_二伝奏_一之。

史料8では維摩会不参の五位六位官人の官職停任が実施され、史料9では維摩会と春日祭不参の者に対する叙位・除目の道を閉ざすという処分を下している。これらの処分は史料dの規定とは異なるが、この点は当該期の季禄等の形骸化₍₂₁₎が関係しているのではなからうか。また史料8では、実資が「已無_二新起請_一、忽有_二此事_一。傾奇不_レ少如何」と記しており、新しい法規定が制定されていないにもかかわらず、停任宣旨という史料dとは異なる趣旨の処分がなされたことを訝しんでいる。

つまり、史料8の時点で氏長者であつた藤原道隆は、史料dよりもダメージが大きい処分を下したとみることができ。そして、史料7の時点で史料dに即した処分が速やかに決定されていないということは、この時点で史料dの処分自体が実態のないものと化してきていたことを意味するのではあるまいか。そうした状況に鑑みて、史料8・9

にみられる新しい処分が実施されたのであろう。

その点に関連する事柄として、氏人の維摩会参加の様相について検討しておきたい。維摩会には勅使として弁別当（氏弁）が下向したが、それとともに同行したのが『西宮記』巻八諸院に「勸学院。〈藤氏学生別曹、長者及公卿別当、弁、有官・無官別当行院事。有_三学頭、有_三年挙。〉とみえる勸学院有官・無官別当であり、それ以外に先に推定したように、氏弁が選んだ氏人が参加した。

当時、氏弁であった藤原行成が維摩会勅使として下向した長保元年の際の参加者は、表4のようであった。このうち、参会が確実と思われる四人のうち、藤原行忠は長徳四年（九九八）以来勸学院有官別当であることから、同行するのは当然といえる。藤原陳泰は藤原実資との私的関係がうかがわれるほか、『権記』長徳三年七月十八日条に「右衛門少尉藤原陳泰為_三檢非違使_一之宣旨下。（藤原陳泰）東三条院被_レ奏云々」とあるように、東三条院の推薦で檢非違使になったことが注目される。ここに東三条院別当の行成との関係形成の機会がうかがわれるのであり、維摩会への参会後、彼は藤原彰子立后に伴い中宮少進となった（『同』長保二年二月二十五日条）ほか、『同』長保三年三月二日条には行成が正暦三年に没した故恵子女王の年官

表4 長保元年の維摩会参加者

見舞いカ	平親信（修理大夫）、橘元愷（行成に同行も10/12帰洛、行成との親密な関係）、橘忠範（元愷に同じ） 源忠良（10/14来）、源為文（忠良に同じ）、藤原輔公（10/14夜来）、藤原信経（輔公に同じ） 某為資（藤原カ。輔公に同じ）、藤原成房（10/15来、行成との親密な関係）
陪従	官掌丹波得任、某久範（藏人所小舍人）
参会	藤原行忠（勸学院有官別当）、某季和朝臣、藤原陳泰（右衛門尉、14日朝座に参会）
参会カ	藤原為度（前伊豆守、10/12参、13日に明日14日が忌日であるとして帰洛） 藤原孝理（兵部丞、10/12参、14日朝帰洛）
不明	（物部カ）邦忠

※ 『権記』をもとに作成。

未給（京官三分給二人分）を年爵に切り替えて募り、その結果を陳泰に告げたことが記されている。⁽²⁴⁾ここから、こうした行成と陳泰の関係形成が、陳泰の維摩会参加につながったと見ることができよう。

次に、藤原宗忠が下向した承德二年の事例（藤原泰俊・為定）を見てみよう。藤原泰俊は勸学院有官別当として維摩会に奉仕しているので、先の藤原行忠と同様に理解できる。一方、藤原為定は比較的詳細な動向が分かるので、年表風にして掲げる。

承保二年（一〇七五）八月十一日 常陸国に配流（『扶桑略記』）

承暦二年（一〇七八）六月十八日 処分を待たずして帰洛し、再配流（同右）

寛治六年（一〇九二）七月二十五日 大納言藤原宗俊（宗忠の父）の初めての着陣に前駆として奉仕

嘉保元年（一〇九四）十一月二十二日 吉田祭の和舞に奉仕

同二年（一〇九五）四月二十三日 同右（以上『中右記』）

永長元年（一〇九六）十二月二十九日 本位に復す（『中右記』同日条裏書、『後二条師通記』）

承德二年（一〇九八）十月十日 「氏人散位」として維摩会に奉仕

同年十一月十三日 宗忠の小童元服に供奉

同年十一月二十日 大原野祭に祝師として奉仕

康和四年（一一〇二）正月五日 加階を申請するも認められず（以上、『中右記』）

この中で注目されるのは、為定が宗俊・宗忠の二代にわたって関係を形成していることである。為定がこのような関係から、維摩会の参加を許されたということがうかがえよう。

また、以上の点を維摩会勅使として下向する氏弁の立場から考えると、自らの家人と言うべき人物を同行させるこ

とに意義があったと言えるだろう。維摩会に参加した氏人がすべてこのような家人だったと主張するつもりはないが、そうした人たちも含まれていたということを強調しておきたい。

さて史料9に立ち返ると、その時点の氏長者は道長であったが、史料4にみられる道長による維摩会への氏公卿らの引率という特殊な事例からすれば、氏人の統制という点でも道長に画期を認めることができると思われる。ではなぜ道長は、このようにして維摩会を介した氏人の統制を図らなければならなかったのであろうか。ここで視点を変えて、道長以前の家の寺との関係および藤原師通による処分方法を検討してみたい。

興福寺が藤原氏の氏寺となっていく過程についての議論は次章に譲るが、興福寺とその他の家の寺との関係については検討が必要である。この点、瀧浪貞子氏が藤原基経創建の極楽寺で行われた菊会と興福寺維摩会との関係を論じており、極楽寺の菊会が十月に実施されていたことから、当時影響力・求心力が衰えていた興福寺および維摩会に代わる存在として、極楽寺と菊会を位置づけようとしたという。²⁵しかし、道隆・道長段階の維摩会の状況を捨象した議論に基づく、このような指摘は首肯できない。むしろ、維摩会と菊会の関係は氏の始祖である鎌足を供養し、氏の結集を図る維摩会、家の祖である基経を供養し、家の紐帯を確認する菊会という、相互補完的性格を見いだす方が妥当なわけがあるまいか。それは興福寺で同様に行われる、内麻呂顕彰のための法華会にも、そのような評価が与えられるであろう。氏と家については、一度切り離れた議論が求められる。

藤原師通の処分方法については、『後二条師通記』寛治三年（一〇八九）十月三十日条に、師通が維摩会不参の者に對し、怠状を提出させたことがみえる。ここにみえる怠状とは、職務怠慢により提出させることで現任の官職を解き、免じられるまで公的行事への参列も制限される処分方法²⁶であった。師通は院近臣と競合する立場にあり、そうした点から氏の結集を図る必要があったが、かかる必要性は権力基盤を安定させなければならなかった道長や、王権との外

戚関係を有さない藤原忠実も同様で、忠実は家政機関の整備、氏人および興福寺への統制などを行うことで、摂関家としての権力基盤を安定させた²⁷とされている。以上を要するに、道隆・道長↓師通↓忠実という各氏長者が抱える様々な政治的課題に対処するため氏の結集が図られ、氏人の統制に関する処分方法が案出されたと考えられるのであるまいか。『延喜式』にみえる不参者に対する季禄没収規定が形骸化していくのに際し、道隆・道長は官職体系への制限という有効な方策を講じ、そうした流れが『執政所抄』²⁸という家政運営マニュアルを完成させた忠実によって結実していくのである。

以上が維摩会に関する考察である。そもそも興福寺が藤原氏の氏寺と称されて久しいが、最後に視点を改めて摂関期における氏寺がどのような役割を果たしていたのかを検討し、如上の私見を補強したい。

第四章 藤原氏と興福寺

今までの検討から、維摩会という氏の仏事が藤原氏にとって、氏の結集を図る上で大きな意義を持つことが明らかとなった。それでは、従来から藤原氏の氏寺とされる興福寺自体は、藤原氏にとってどのように位置づけられるのだろうか。

〔史料10〕『朝野群載』巻七撰籙家、寛和二年（九八六）十一月二十日撰政家仰書

仰書

送^二勸学院^一

被^一太政大臣宣^{（藤原頼忠）}、備前国鹿田庄者、任^二度々官符旨^一、召^二国司寄人等^一、殊被^一苛責^二之由^一、度々言上。仍去年十

二月為聞「其实否」、差「左京大属真髮部久鑑」、下「遣彼国」。爰理兼朝臣窃以上洛、多注「無実」經「奏聞」、公家偏任「国解文、解却久鑑所带官」。又被「下可追捕庄司等」宣旨「」。理兼朝臣逐電帰「国、招集数百人兵」。去月廿五日乱「入庄内、捕縛久鑑并庄司等、打開庄倉」、下「取地子米三百廿石」、運納遷替訖。捉「搦久鑑及庄司等」、帰「向国府」、令「拷掠庄司」。又損「亡庄司寄人等居宅三百余烟」、搜「取内財雜物」、并運「取庄司近江掾下野守真宅内財物後、放「火烧」亡其宅」已了。件庄氏之長者、代々伝知、以其心輸、充「用大原野二季祭饗興福寺長講法花両会料」。而庄家悉亡、旧貫欲「絶」、仏神例用物可「闕怠」。理兼朝臣猥參「氏族之未交」、是破「祖宗之本志」、已類「木中之蠹」。何踏「席前之塵」。本系取「氏」、又除「其名」、莫「令預參氏事」。是与「氏諸卿」、僉議所「定也」。須「伝後代」、懲「彼不義」者。

寛和二年十一月廿日

別当民部大丞藤原為信（奉）

史料10は寛和二年に起きた備前国鹿田庄事件を受けて、摂関家が勸学院に送付した仰書で、「大原野二季祭饗」や「興福寺長講法花両会料」など藤原氏の氏行事執行の財源を供出する鹿田庄を焼き討ちした藤原理兼を藤原氏から放氏、すなわち追放処分としたことが判明する。ただ、この理兼はしばらくして処分が解かれたようであり、²⁹ 未来永劫藤原氏から放氏されたというわけではないことは確認しておきたい。

なおこの時、太政大臣藤原頼忠が右の処分を決定していることは注意を要する。「公卿補任」寛和二年条によれば、頼忠は花山天皇の出家を受けた一条天皇の即位により、六月二十三日に関白隨身等を停止されるが、太政大臣は故の如しとなっている。また、十月六日には元の如く隨身を賜与されている。一方、兼家は第一章でも指摘したように、七月二十日に右大臣を辞任したものの、摂政は留任しており、八月二十五日には准三宮となっている。つまり、この時点で頼忠とは位階の点ではほとんど差がなかった兼家が摂政准三宮という待遇により、氏長者になったということ

になるのである。氏長者は原則的に氏における官位第一の者が就任するとされ、官位の逆転により、氏長者が交代することもあった。⁽³⁰⁾しかし、頼忠が史料10における処分を決定していることはどのように考えればよいのであろうか。

このような不整合な実態について、中野栄夫氏は花山天皇出家に伴う政治的混乱を想定し、西村健太郎氏は「公卿補任」誤記説を主張し、兼家ではなく頼忠が氏長者であったとする。⁽³¹⁾それに対して、私は頼忠の立場を再評価し⁽³²⁾つ、以下のように理解したい。

そもそもこの時、兼家が初の大臣非兼帯の摂政であったことに留意する必要がある。今までは太政大臣となつてから摂政に任命されるのが慣例であり、そうしたイレギュラーな任官は、官位第一の者が務める氏長者のあり方に多少なりとも影響を与えたものと思われる。ここで想起されるのは、兼家と頼忠が位階の上ではほぼ同格であること、そして維摩会の布施を出す際の「次人」「第二人」という観念である。つまり、史料10は氏長者は官位第一の者が就任するという従来のあり方と、大臣非兼帯という新しい方式との間の折衷策ではないかと思うのである。史料10の太政大臣宣は、氏長者と官位第二位の者による役割分担、まさに過渡期的状況を示しているのではあるまいか。

迂遠な検討となったが、興福寺における長講会・法花会など藤原氏の氏行事執行のための財源は鹿田荘が供出しており、そこを焼き払った藤原理兼に放氏の処分が下されていることは、藤原氏内部における氏族秩序の一側面を示していると言える。

氏族秩序という点で言えば、永承二年（一〇四七）の興福寺造営（『造興福寺記』永承二年二月十七日条）も同様に理解できる。この時、氏長者藤原頼通が藤原氏の諸大夫（四位五位）に興福寺造営費用のための知識物を要請したのであるが、全体的に摂関家以外の広範囲の藤原氏の関与が見受けられるのが特徴であり、興福寺が藤原氏の末端まで結集させる氏寺であったことがわかる。それは、南家藤原菅根らが曾祖父黒麻呂以来の庄園である上総国藻原庄と、

祖父春繼以来の庄園である田代庄とを興福寺に施入したという『朝野群載』卷一七・寛平二年（八九〇）八月五日施入帳も然りである。その際、菅根らはそれぞれの用途について、藻原庄は「諸聖衆之供給」、田代庄は「維摩会之資用」に指定しており、この点は興福寺および維摩会が系統を問わず、藤原氏を結集していく上で不可欠であったことの証左となろう。

〔史料11〕『永昌記』天永二年（一一一一）十一月二十一日条^{〔35〕}

（前略）山階寺被_レ献_二犯人二人_一（殺害）、盗犯給_レ檢非違使盛重_{（藤原）}。殿下仰_レ云、御堂御記、山階寺召進犯人、可_レ給_二氏檢非違使者_一。仍召_二藤原朝臣盛重_一也。案_レ之、大小_{〔小カ〕}諸事可_レ被_レ仰_二氏人_一歟。故右大丞執事之日、雖_二異姓_一、旁以奉行。

史料11によれば、天永二年に興福寺が殺人強盗犯の身柄を差し出してきた際、その身柄受け取りの檢非違使には藤原盛重が任命されたという。この件については、藤原忠実が「氏檢非違使」を派遣したという『御堂関白記』の事例を持ち出してきたことによるらしいが、『永昌記』の記主である藤原為隆は平時範が執事の時には異姓の平氏であっても身柄引き渡しの業務に当たった事例を持ち出して、忠実の行為を批判している。

時範が執事であったというのは、藤原師通の家司であったことを指すと思われるが、「雖_二異姓_一、旁以奉行」というのは、時範が檢非違使であった時のことを示しているのであろう。事実、『弁官補任』には嘉保元（一一〇九四）年十二月十七日に右衛門権佐、承德元年（一一〇九七）正月二十九日に左衛門権佐、同二年七月九日の因幡守任官を以て左衛門権佐を去ったとあるから、この間の出来事ということになる。^{〔36〕}つまり、道長の時は藤原氏の檢非違使を派遣し、忠実もそれに倣ったが、師通は自らの家司を派遣したのである。

このような動向も、道長・師通・忠実が維摩会を氏の結集に利用しようとしたという、先の指摘に合致するものと

いえよう。従来の研究では、氏から家へという側面が強調されてきたように思うが、氏という枠組みはこの時にも存在していたのであり、それは興福寺に限ったことではない。例えば、春日祭については氏長者が神馬、氏人が幣帛を送っており、幣帛については藤原忠実の女である「姫君」勲子（後の泰子）までが送っていることが特筆される。鹿島社についても鹿島使發遣に伴って、大臣が封戸を鹿島社に寄進している例や、氏長者就任を鹿島社に報告する慣例（『御堂関白記』長徳元年七月十四日条）があったことが知られるが、次の史料を参考のために掲げておきたい。

〔史料12〕『行親記』長暦元年（一〇三七）七月二十五日条（『続々群書類従』五所収）

今日權亮藤原恒朝臣召陰陽師時親安倍令勸申、可被發遣鹿嶋使日時、即以勸文先覽大夫。次覽殿下。召權少進藤原範基、仰可勸仕鹿嶋使之由。召大内記孝親仰可作告文之由。上東門院例以常陸国御封十五烟被奉鹿島社、同国御封□□烟被奉香取社、下総国御封被寄施薬院。而先例又以各本國御封被寄者。仍此度以常陸国十五烟封□人被奉鹿島社、以下総国御封十烟被奉香取社。件奉幣行事氏宮司可奉仕之由有定。仍權亮恒朝臣所勤仕也。

史料12によれば、藤原頼通の鹿島社への封戸寄進について、「上東門院例」が参看されており、ここに上東門院彰子も氏長者と同様の役割を果たしていたことが判明する。高松百香氏は院政期に上東門院故実が撰関家に参照されたことを指摘しているが、史料12はその先蹤と位置づけられる可能性をはらんでおり、氏の結集をひもとく材料になることが期待される。以上は紹介にとどめるが、興福寺での氏の仏事、春日社・大原野社での氏の祭祀が、いかなる連関性をもって藤原氏の結集に寄与しているのかを総合的に検討していく必要性を強調しておきたい。

ところで、興福寺や維摩会を介した氏の結集というのは、奈良時代から続いていたものではないと思われる。なぜなら、『万葉集』巻八・一五九四番左注に「右、冬十月、皇后宮之維摩講終日、供養大唐高麗等種々音楽、尔乃唱

此歌詞。彈琴者市原王、忍坂王（後賜姓大原真人赤麻呂也）。歌子者田口朝臣家守、河辺朝臣東人、置始連長谷等十數人也」とあるように、光明子が皇后宮で維摩会を執行していたことはわかるものの、参加している官人からすれば、藤原氏の氏の結集に寄与していたかどうかは疑わしいからである。また、「勅、維摩会如本於興福寺」行、永不「移転。先是、或於長岡神足家修之、或就南都法華寺開講。仍有此宣旨也」（『扶桑略記』延暦二十一年十月条）とあるような紆余曲折、政治抗争による藤原氏の不振を嘆いた藤原内麻呂が藤原氏の結集を企図して、興福寺南円堂を建立したという点（『興福寺伽藍縁起』）を踏まえれば、興福寺の維摩会が氏の仏事として確立されてくるのは、もつと後のことと考えられる。

具体的な時期としては、崇親院の建立を通して氏の結集を図っていた藤原良相の薨伝（『三代実録』貞観九年十月十日条）に「是年十月初、直廬得病、退就里第。同月十日、告諸子曰、今日興福寺維摩会之初講、是吾閭浮業之終夕也。儻以此日、歸吾寂滅」。旧郷安知。与彼法会、不有因縁乎」とあること、儀式に通曉した人物として知られている藤原良世が史料の信憑性が高い『政事要略』所引の「興福寺縁起」（昌泰縁起）を作成し、ちょうどその頃の実態を示すと思われる『延喜式』において初めて体系的な氏人の参加義務規定などがみえることからすれば、九世紀末から十世紀初頭に氏の仏事としての整備が進められていったのではないかと思われる。このような過程を踏まえれば、藤氏長者による講師宣下も貞観年間が画期である蓋然性が高いのではないだろうか。

以上を要するに、平安時代初期の氏の再編を契機として、諸氏族には氏族の結集という課題が突きつけられたが、藤原氏は氏寺である興福寺での仏事を介した氏人の統制というあり方を完成させたものではあるまいか。ただ、道長らによる維摩会に対する現実的対応策は、季祿没収規定の形骸化という歴史的展開とも不可分な関係にあったことは忘れてならないだろう。

おわりに

本稿は従来、その成立過程や維摩会講師の選任方法が多く検討されてきた維摩会について、藤原氏との関係ないしその結集原理に重きを置いて検討したものである。ここまで述べてきたことをまとめておきたい。

藤氏長者は、講師宣旨や維摩会関連の文書の内覧を「氏事」として重視しており、どのようなことがあっても恒久的に維摩会を執行する意識を有していた。また、藤氏長者は講師、官位第二位の公卿は読師への布施を用意することが決まっており、そうした傾向は永く続いていくものであったようである。さらに、氏公卿には講師請書への署名が義務づけられていたが、その方式はある一定の範囲の藤原氏公卿（例えば、中納言以上など）に請文が回覧され、各自署名するという形式を採っていた。

一方、非公卿の氏人は衾を用意することになっていただけでなく、維摩会に参加することもできたが、不参した場合は季祿を没収することが『延喜式』に規定されていた。しかし、藤原道隆や道長は不参した者に対し、昇進する手段を閉ざすという手段に打って出ている。これは撰関期当時において、季祿没収規定が形骸化していた状況に鑑み、より重い処分を指向したと受け取れよう。特に道長は政治基盤に課題を抱えており、如上のような手段だけでなく、異例ともいえる公卿引率の上での維摩会参会を果たすなど、氏の結集に腐心している。そうした姿勢は不参の者に意状の提出を命じた師通、家政機関を充実させた忠実に引き継がれることになる。

興福寺は藤原氏の結集の場であった。しかし、そうした傾向は平安初期の氏の再編という課題を克服した九世紀末から十世紀初頭にならないと生じてこないものと思われるが、少なくとも撰関期および院政期で興福寺を舞台とした維摩会に氏の統制という機能を認めることはできよう。

紙数の関係もあり、春日祭との相互補完的機能の有無や維摩会以外の氏行事、道長の仏教政策については言及することができなかった。今後の課題として、擱筆したい。

註

- (1) 上田晃圓「興福寺の維摩会の成立とその展開」(『日本上代における唯識の研究』所収、永田文昌堂、一九八五年、初出一九八〇年)。
- (2) 谷本啓「維摩会縁起」の史料性」(『南都仏教』九三、二〇〇九年)。
- (3) 富樫進「藤原仲麻呂による維摩会」(『日本思想史学』三七、二〇〇五年)。
- (4) 菅真城「南京三会の成立」(『史人』四、二〇一二年)。
- (5) 堀池春峰「維摩会と閑道の昇進」(『南都仏教史の研究』遺芳編所収、法蔵館、二〇〇四年、初出一九八八年)。
- (6) 土橋誠「維摩会に関する基礎的考察」(直木孝次郎先生古稀記念会編『古代史論集』下所収、塙書房、一八八九年)。
- (7) 永村眞「法会と文書」(『中世寺院史料論』所収、吉川弘文館、二〇〇〇年、初出一九九四年)。
- (8) 高山有紀『中世興福寺維摩会の研究』(勉誠出版、一九九七年)。
- (9) 京樂真帆子「平安時代の「家」と氏寺」(『平安京都市社会史の研究』所収、塙書房、二〇〇八年、初出一九九一年)も、興福寺維摩会よりも、私寺での忌日法会を重視している。
- (10) 義江明子「春日祭祀詞と藤原氏」(『日本古代の氏の構造』所収、吉川弘文館、一九八六年、初出一九八五年)、三橋正「撰閑期の春日祭」(『平安時代の信仰と宗教儀礼』所収、続群書類従完成会、二〇〇〇年、初出一九八六年)、土橋誠「氏神祭祀と「春日祭」」(岡田精司編『古代祭祀の歴史と文学』所収、塙書房、一九九七年)、三宅和朗「平安期の春日祭について」(岡田精司編『祭祀と国家の歴史学』所収、塙書房、二〇〇一年)。
- (11) 以上、『公卿補任』による。
- (12) 菅(4)前掲論文。
- (13) 藤原良房の関与によって南京三会が成立したのが貞観年間頃(菅(4)前掲論文、内田敦士「南京三会の成立に関する再検討」『日本歴史』七九五、二〇一四年)であるので、そのあたりに画期を求めることができるかもしれない。この点については、第四章で改めて言及したい。
- (14) 上田(1)前掲論文。多武峰については、網野善彦「多武峰の墓守について」(『年報中世史研究』十三、一九八八年)。
- (15) 土橋誠「春日社と藤原氏」(和田萃編『古代を考える山辺の道』所収、吉川弘文館、一九九九年)。
- (16) 服藤早苗「撰閑期における「氏」・「家」」(『家成立史の研究』所収、校倉書房、一九九一年、初出一九八七年)。
- (17) 菅(4)前掲論文。

- (18) 泉谷康夫『興福寺』(吉川弘文館、一九九七年)三五頁。なお、永村(7)前掲論文によれば、こうした調整は鎌倉時代までに講師の決定権が寺院側に移ることで、不必要となるという。
- (19) 土橋(6)前掲論文。
- (20) 勸学院別当については、海野よし美・大津透「勸学院小考」(山梨大学教育学部研究報告「第一分冊人文社会科学系四二、一九九一年)、川端新「撰関家の南都統制について」(『莊園制成立史の研究』所収、思文閣出版、二〇〇〇年)、高山京子「氏長者と勸学院」(『中世興福寺の門跡』所収、勉誠出版、二〇一〇年、初出二〇〇四年)。
- (21) 山下信一郎「律令俸禄制と賜禄儀」(『日本古代の国家と給与制』所収、吉川弘文館、二〇一二年、初出一九九四年)、同「平安時代の給与制と位禄」(同右書所収、初出一九九七年)。
- (22) 『小右記』永延元年五月四日条、正暦元年七月八日条、同十二日条、長徳二年六月二十九日条。
- (23) なお、行成は維摩会勅使として下向する直前に東三条院にその旨を報告しているが、この点は藤原氏内部の氏族秩序の一端を示す事例として興味深い(『権記』長保元年十月八日条。東三条院の国母としての政治的動向については、服藤早苗「国母の政治文化」(同編著『平安朝の女性と政治文化』所収、明石書院、二〇一七年)。
- (24) 佐古愛己「故人未給」にみる年給制度の本質」(『平安貴族社会の秩序と昇進』所収、思文閣出版、二〇一二年)。
- (25) 瀧浪貞子『藤原良房・基経』(ミネルヴァ書房、二〇一七年)三六六―三七二頁。
- (26) 長谷山彰「怠状・過状」の徴収と官人統制」(『律令外古代法の研究』所収、慶應通信、一九九〇年、初出一九八六年)。告井幸男「家産制的処罰の展開」(『撰関期貴族社会の研究』所収、塙書房、二〇〇五年、初出二〇〇一・二〇〇二年)も参照。
- (27) 家政機関の整備については、元木泰雄「撰関家家政機関の拡充」(『院政期政治史研究』所収、思文閣出版、一九九六年、初出一九八四年)。氏人への統制については同「撰関家における私的制裁」(同右書所収、初出一九八三年)、告井(26)前掲論文。興福寺への統制については、元木泰雄「院政期興福寺考」(同右書所収、初出一九八七年)。
- (28) 『執政所抄』については、義江彰夫「撰関家領相続の研究序説」(『史学雑誌』七六一四、一九六七年)、渡辺滋「執政所抄」の成立と伝来について」(『禁裏・公家文庫研究』第三輯、二〇〇九年)、田島公「執政所抄」の解題と翻刻」(科学研究費補助金(基盤研究(S))研究成果報告書『日本目録学の基盤確立と古典学研究支援ツールの拡充』、二

- 一五年)、樋口健太郎『執政所抄』(松蘭斎・近藤好和編『中世日記の世界』ミネルヴァ書房、二〇一七年)。
- (29) 中野栄夫「寛和年間、殿下渡領備前国鹿田荘事件をめぐって」(土田直鎮先生還暦記念会編『奈良平安時代史論集』下所収、吉川弘文館、一九八四年)。
- (30) 竹内理三「氏長者」(『律令制と貴族政権第Ⅱ部 貴族政権の構造』所収、御茶の水書房、一九五八年)。
- (31) 中野(29)前掲論文、西村健太郎「鹿田荘濫行事件における放氏処分」(『国史学』二二〇、二〇一六年)。
- (32) 頼忠の父・実頼を中心とする小野宮家の再評価については、渡辺滋「冷泉朝における藤原実頼の立場」(『日本歴史』七八七、二〇一三年)。
- (33) 佐藤圭「永承二(一〇四七)年における五位以上の藤原氏の構成」(『年報中世史研究』八、一九八三年)。
- (34) 南家黒麻呂流の上総での活動については、野口実「南家黒麻呂流藤原氏の上総留住と「兵家」化」(『政治経済史学』三六三、一九九六年)。
- (35) 『大日本史料』第三編十三冊二六八頁。この史料は史料大成本には未収録。
- (36) 平時範については、森公章『平安時代の国司の赴任』(臨川書店、二〇一六年)。
- (37) 神馬送付については、中込律子「撰関家と馬」(『平安時代の税財政構造と受領』所収、校倉書房、二〇一三年、初出一九九八年)。
- (38) 『殿暦』永久四年十一月十九日条、同五年二月二十五日・十一月十一日条、元永元年十一月十一日条。元木泰雄『藤原忠実』(吉川弘文館、二〇〇〇年)によれば、永久元年頃には勲子の入内問題が具体化していたという(八〇〜八二頁)。
- (39) 『九歴』承平八年二月七日条、『小右記』寛仁四年八月十八日・二十五日条、治安三年四月八日・十六日・二十二日・七月十七日・九月六日・十一月二十五日条など。
- (40) 高松百香「院政期撰関家と上東門院故実」(『日本史研究』五一三、二〇〇五年)。
- (41) 井村哲夫「天平十一年「皇后宮之維摩講仏前唱歌」をめぐる若干の考察」(『憶良・虫麻呂と天平歌壇』所収、翰林書房、一九九七年、初出一九九二年)。
- (42) 米田雄介「興福寺南円堂の建立と藤原内麻呂」(『続日本紀研究』二八一、一九九二年)、西村(31)前掲論文。
- (43) 田島公「公卿学系譜」の研究」(『禁裏・公家文庫研究』三、二〇〇九年)。
- (44) 谷本(2)前掲論文、同「興福寺南円堂不空絹索観音像の来歴」(『仏教芸術』三三四、二〇一四年)。
- (45) 仁藤敦史「桓武の皇統意識と氏の再編」(『国立歴史民

俗博物館研究報告』一三四、二〇〇七年）。

【付記】本稿は平成二十八年度国史学会大会での報告内容に
加筆修正を加えた上で、成稿化したものである。当日は多
くの方から様々なご指摘を賜った。末筆ながら、記して感
謝申し上げたい。なお、本稿は東洋大学井上円了記念研究
助成の成果の一部である。